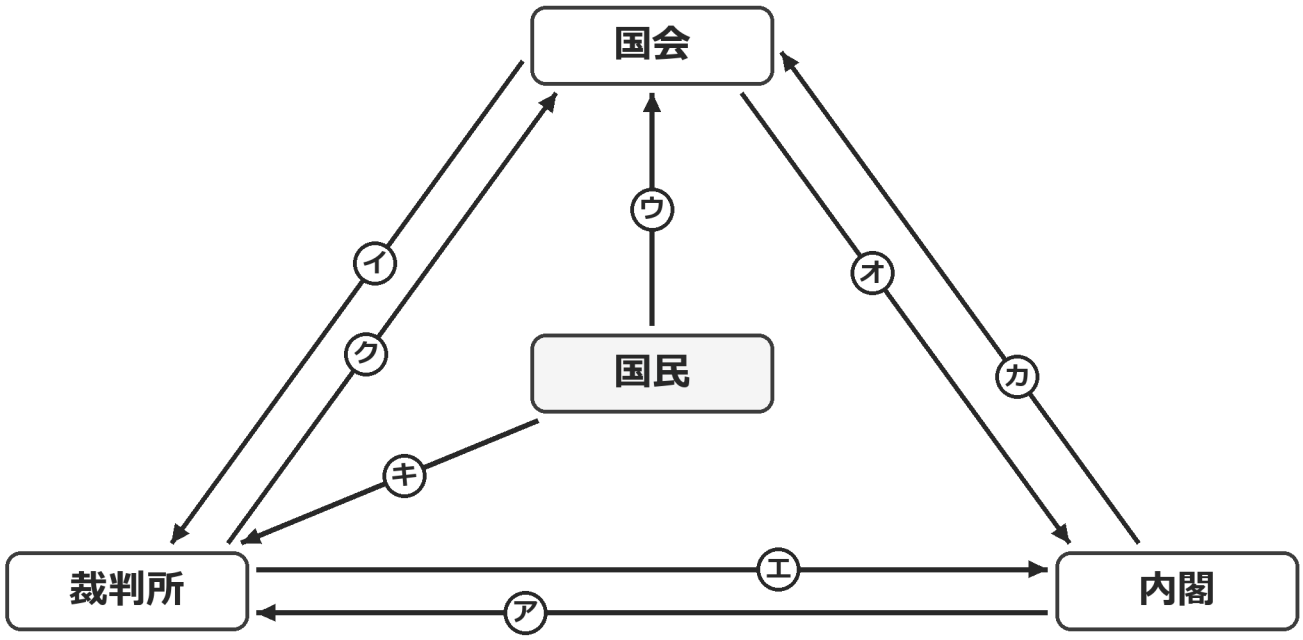
出来事を 三権の 図に あてはめよう ②

なまえ ＿＿＿＿＿＿＿＿

小6／はたらきの 名前が なくても、矢印の 向きから 考えよう

ひづけ ＿＿＿＿＿＿＿＿

図の 矢印は、「はたらきかける がわ」から「はたらきかけられる がわ」への はたらきです。
この 図には、矢印の はたらきの 名前は 書いて ありません。
（1）～（6）は、だれが だれに はたらきかけたかを 考え、記号で 答えます。使わない 矢印も あります。



（1）国会が、大臣に 国会へ 来て もらい、政治に ついて 説明を 求めた。 □

（2）内閣が、最高裁判所の 長官に なる 人を 決めた。 □

（3）裁判所が、国会の 作った ある 法律に ついて、憲法に 反するので 使えないと 判断した。 □

（4）国民が、投票で 国会に 送る 代表を 選んだ。 □

（5）内閣が、国会に、新しい 法律の 案を 出した。 □

（6）国会が、問題を 起こした 裁判官を やめさせるか どうかを 決める 裁判を 開いた。 □

（7）もし 図の ウの はたらきが なかったら、どんな こまった ことが 起こる おそれが ありますか。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

いちごドリル プリント

つづきの無料プリント
「小学社会」のプリント一覧がひらきます

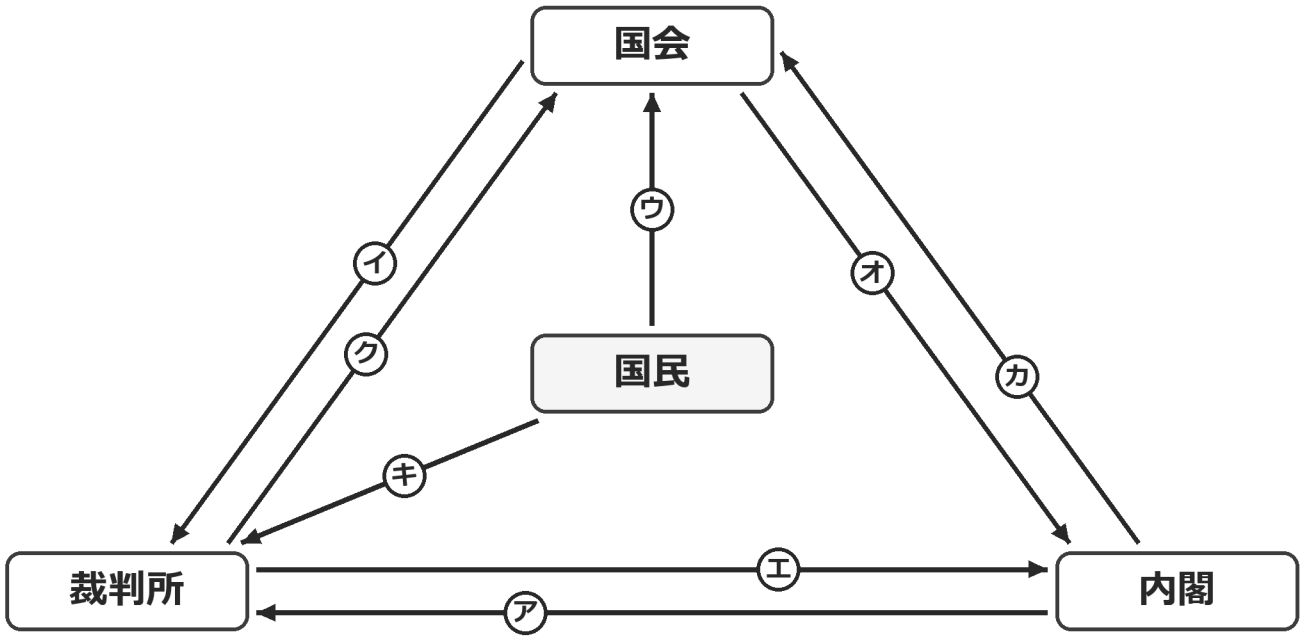
出来事を 三権の 図に あてはめよう ②【こたえ】

なまえ ＿＿＿＿＿＿＿＿

小6／はたらきの 名前が なくても、矢印の 向きから 考えよう

ひづけ ＿＿＿＿＿＿＿＿

図の 矢印は、「はたらきかける がわ」から「はたらきかけられる がわ」への はたらきです。
この 図には、矢印の はたらきの 名前は 書いて ありません。
（1）～（6）は、だれが だれに はたらきかけたかを 考え、記号で 答えます。使わない 矢印も あります。



（1）国会が、大臣に 国会へ 来て もらい、政治に ついて 説明を 求めた。 **オ**

（2）内閣が、最高裁判所の 長官に なる 人を 決めた。 **ア**

（3）裁判所が、国会の 作った ある 法律に ついて、憲法に 反するので 使えないと 判断した。 **ク**

（4）国民が、投票で 国会に 送る 代表を 選んだ。 **ウ**

（5）内閣が、国会に、新しい 法律の 案を 出した。 **カ**

（6）国会が、問題を 起こした 裁判官を やめさせるか どうかを 決める 裁判を 開いた。 **イ**

（7）もし 図の ウの はたらきが なかったら、どんな こまった ことが 起こる おそれが ありますか。

国民の 意見を 国会へ とどけられない。国会議員を 国民が えらべない。

（1）国会 → 内閣：大臣に 出席を 求める（憲法63条）
（2）内閣 → 裁判所：最高裁判所長官の 指名（憲法6条）
（3）裁判所 → 国会：法律の 違憲審査（憲法81条）
（4）国民 → 国会：選挙（憲法43条）
（5）内閣 → 国会：法律の 案の 提出（憲法72条）
（6）国会 → 裁判所：だんがい裁判（憲法64条）（国会議員で つくる 裁判所は 国会の はたらき）
使わない 矢印は 工（裁判所 → 内閣）と キ（国民 → 裁判所）。矢印の 向きは「する がわ → される がわ」。
（7）こたえは 一つの れいです。次の どちらかが 書けて いれば 正かい（言いかたは 自由）。
□ 国民の 意見が 国会に とどかない　□ 国民が 国会議員を えらべない